

令和5年 第1回農業委員会総会 議事録

1. 日 時	令和5年1月12日（木）午前9時33分～		
2. 場 所	にかほ市金浦庁舎 第3会議室		
3. 委員総数	12名		
4. 出席した委員（10名）	4番 須田貴志	5番 齋藤一成	3番 佐々木鋼記
	7番 須藤孝子	8番 須田 久	6番 巴 朋之
	10番 森 孝良	11番 遠藤 豊	9番 佐藤久美子
	(傍聴人 伊藤盛雄)		
			12番 小林 豊
5. 欠席した委員（2名）	1番 佐々木純子	2番 加藤朋光	
6. 総会議長	会長 小林 豊		
7. 議事録署名委員	11番 遠藤 豊	3番 佐々木鋼記	
8. 出席した事務局職員	事務局長 小森俊英	副主幹班長 村上裕子	
	主任 館岡里海		
9. 議事日程	第1 議事録署名委員の指名 第2 会議書記の指名 第3 会期の決定 第4 諸般の報告 第5 議案審議		
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について ・・・【7件】		
報告第2号	農地の転用事実に関する照会について ・・・【4件】		
議案第1号	農地法第3条の規定による賃借権設定の件について ・・・【1件】		

議案第 2 号	農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定の件について ・・・【 1 件】
議案第 3 号	農地法第 5 条の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件について ・・・【 5 件】
議案第 4 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について ・・・【 3 4 件】
議案第 5 号	にかほ農業振興地域整備計画変更案に対する意見について ・・・【 1 件】
◆事務局長	ただ今より、令和 5 年第 1 回農業委員会総会を開催いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。 (開会 午前 9 時 3 3 分)
◇会長	あけましておめでとうございます。 正月も明けまして、令和 5 年第 1 回目の総会ということですが、今のところ積雪も無く、除雪をしなくてもよいというのは非常に楽で、このまま春になってもらいたいという気持ちもありますけれども、農業用水のこともありますので、やっぱり寒い時期は、適度に雪も降ってもらいたいとも思います。 去年の暮れから正月明けにかけまして、私のところに、稲作を辞めたいとの相談がありました。自身の年齢や後継者のこともあると思いますが、今後、このような相談が増えてくるのかなと感じているところでございます。 農業委員会といたしましては、農地の荒廃を最小限に止められるように、皆さんと一緒に頑張ってまいりたいと思いますので、今年もご協力をお願いいたします。
◆事務局長	ありがとうございました。 議事に移る前に議案書の訂正をお願いいたします。議案書 24 ページになります。こちらが 22 ページとなりまして、以降、繰り下げとなりますのでよろしくお願いします。 それではこれより議事に移ります。議事の進行は、にかほ市農業委員会会議規則第 6 条の規定に基づき会長が議長になりまして進めさせていただきます。会長、よろしくお願いします。
◇議長	それでは審議に入る前に欠席者を報告します。1 番 佐々木純子委員、2 番 加藤朋光委員より欠席の届け出がありました。

ただ今の出席委員は、委員総数 12 名中 10 名です。出席委員は過半数に達しております。よって本日の会議は成立いたします。

◇議長

日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

11 番 遠藤 豊 委員、3 番 佐々木鋼記 委員 の両名にお願いいたします。

◇議長

日程第 2 会議書記を指名いたします。

会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。

◇議長

日程第 3 会期の決定の件を議題といたします。

会議の会期は、本日 1 日限りと決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声あり〉・・・

◇議長

ご異議ないようですので、会期は本日 1 日限りといたします。

◇議長

日程第 4 諸般の報告

12 月 23 日、にかほ市農業再生協議会が金浦保健センターで開催され、私が出席しております。主な案件は、令和 5 年産の生産の目安の算定について、でありまして、原案どおり承認されております。

◇議長

日程第 5 議案審議に入ります。

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知（合意解約）について上程します。一括して事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書 5 ページからになります。

報告第 1 号－1 は、新たに利用権を設定するため解約するものであります。なお、新たな利用権の設定として、議案第 4 号－2 へ上程されております。

報告第 1 号－2 および 3 は、受人が同一で、耕作不便なため解約するものです。新たな耕作者については現在調整中です。

報告第 1 号－4 は、親子間の使用貸借権の設定でありましたが、新たに利用権を設定するため解約するものであります。なお、新たな利用権の設定として、議案第 2 号へ上程されております。

報告第1号－5も、新たに利用権を設定するため解約するものであります。なお、当該農地に係る利用権の設定は来月以降の議案へ上程される予定となっております。

報告第1号－6と7についても、新たに利用権を設定するため解約するものであります。新たな利用権の設定として、それぞれ、議案第4号－25と26へ上程されております。

◇議長

報告第1号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、報告第1号については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長

次に、報告第2号 農地の転用事実に関する照会について上程します。一括して事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書7ページからになります。農地の転用事実に関する照会が秋田地方法務局本荘支局よりありました。

報告第2号－1は、平沢字前谷地地内、鈴分港近くの地目が畑の農地でありまして、位置図、公図を議案書8ページ、9ページに掲載しております。当該地は、道路用地として買収された農地の残地でありまして、面積的にも小さく、現況は宅地と一体化していることから、非農地と判断して回答しております。

報告第2号－2と3は隣接する土地でありまして、院内字上杉山地内にある地目が畑の農地です。位置図、公図を議案書10ページ、11ページに掲載しておりますが、当該地の東側にはほ場整備された農地が広がっており、また、集落内の住宅地内に食い込むように、北側にも整備された農地が存在しております。こちらの農地も面積が小さく、現況は南側にある宅地の法面の一部となっていることから、非農地と判断して回答しております。

なお、報告2号－1から3につきましては、遠藤委員、佐藤委員に現地を確認していただいております。

報告第2号－4は、伊勢居地字大日下地内にあり、「小出診療所」から北東に約240mにある農地です。周囲はほ場整備された農地となっておりますが、当該地は隣接地に墓地があることから、ほ場整備の区域から外れたものと思われます。区画も小さく、農地としての利用も見込めないことから、非農地と判断して回答しております。現地につきましては、佐々木鋼記委員、佐藤敏彦推進委員に確認していただいております。

◇議長

報告第2号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、報告第2号については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第1号 農地法第3条の規定による賃借権設定の件について上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書14ページになります。

議案第1号は、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであり、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件の全てをみたしているものと考えます。

◇議長

議案第1号の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第1号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

- ◇議長 挙手全員ですので、許可することに決定いたします。
- ◇議長 次に、議案第２号 農地法第３条の規定による使用貸借権設定の件について上程します。事務局の説明を求めます。
- ◆事務局長 議案書は１５ページになります。
議案第２号は、使用貸借権の新設であります。報告第１号ー４に係る農地で、受人の耕作する農地に隣接することから渡人との間で使用貸借で合意したものであります。契約期間並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであり、こちらも農地法第３条第２項のいずれにも該当しないため、許可要件の全てをみたしているものと考えます。
- ◇議長 議案第２号の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。
- ・・・〈なしの声あり〉・・・
- ◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、議案第２号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- ・・・〈挙手全員〉・・・
- ◇議長 挙手全員ですので、許可することに決定いたします。
- ◇議長 次に、議案第３号 農地法第５条の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件について を上程します。事務局の説明を求めます。
- ◆事務局長 議案書は１６ページからとなります。
申請地は象潟町字上谷地地内にある農地で、県立仁賀保高校から南東に約３００ｍ、市道砂田・中山１号線と市道下浜山１号線の交差点付近にある地目が畑の農地です。先月の議案にありました、XXXXXXXXXXの転用申請地と、農道を挟んで隣接する土地になります。
譲受人は建設業を営んでおり、冬の期間は駐車場を含む各事業所敷地の除雪を依頼されております。これまでは従業員が譲受人の事務所に出向き、除雪機に乗り換えて依頼された各事業所の除雪をしてまいりましたが、効率が悪いため、主に金浦地区の事業所の除雪のための除雪機置場として転用しようとする

ものです。

申請地は都市計画法の用途地域内にあることから転用が許可される第3種農地と判断されます。現地につきましては、由利地域振興局職員及び小林会長より確認していただいております。

◇議長

議案第3号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第3号について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定します。

◇議長

次の議案に移ります。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書28ページからとなります。市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定を求められております。利用権設定の計画が合わせて34件でありまして、うち賃借権の新規が18件、再設定が16件で、利用権設定の総面積は219,122㎡です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると考えます。

始めに、議案第4号－1から19までを説明いたします。

議案第4号－1と2は、いずれも賃借権の新設であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第4号－3と4は、受人が同一であり、いずれも賃借権の新設であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第4号－5も、賃借権の新設であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第4号－6から9は、受人が同一であり、6は賃借権の新設、7から9は賃借権の再設定であります。それぞれの契約

条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第４号－１０は賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第４号－１１から１４は、受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第４号－１５は、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第４号－１６から１９は、受人が同一であり、いずれも賃借権の新設であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第４号－１から１９までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようであれば、議案第４号－１から１９について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長

次の議案第４号－２０と２１は、７番 須藤孝子委員に関連ありますので、農業委員会等に関する法律第３１条及びにかほ市農業委員会会議規則第１８条、議事参与の制限に該当しますので退席願います。

〈７番 須藤孝子委員退席〉

(午前９時５４分)

◇議長

議案第４号－２０と２１について、事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書４１ページになります。

議案第４号－２０と２１は、受人が同一であり、いずれも賃借権の新設であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第４号－２０と２１の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようであれば、議案第４号－２０と２１について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

７番 須藤孝子委員の入室を許可します。

〈７番 須藤孝子委員着席〉

(午前９時５６分)

◇議長

次の議案に移ります。

議案第４号－２２から３４について、事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書４２ページからになります。

議案第４号－２２から２４は、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第４号－２５は、賃借権の新設であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第４号－２６と２７は、受人が同一であり、２６は賃借権の新設、２７賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第４号－２８と２９は、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第４号－３０から３２は、受人が同一であり、３０は賃借権の再設定、３１と３２は賃借権の新設であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第４号－３３と３４は、いずれも賃借権の新設であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第４号－２２から３４の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・ ・ ・ 〈なしの声あり〉 ・ ・ ・

ご質問、ご意見ないようですので、議案第４号－２２から
３４については原案どおり承認することに、賛成の方の挙手を
求めます。

・ ・ ・ 〈挙手全員〉 ・ ・ ・

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

暫時休憩いたします。 (午前 10 時 00 分)

再開いたします。 (午前 10 時 08 分)

次の議案に移ります。

議案第５号　にかほ農業振興地域整備計画変更案に対する意見について　を上程します。事務局の説明を求めます。

議案書 51 ページからとなります。

議案第５号は、農業振興地域整備計画内の農用地利用計画の変更についてであります。５３ページをご覧ください。農用地区域への編入が１件と、農用地区域からの除外が２件です。

編入の理由は、中山間地域等直接支払交付金等の対象農用地とし、農地として保全していくためであります。場所は大字両前寺地内の農地で、60ページから62ページに編入する農地の一覧、63ページと64ページに位置図を掲載しております。

両前寺地区は一部を除いて、これまで農業振興地域外となっていたため、農用地区域の指定ありませんでした。今回、県による農業振興地域への編入手続きと同時進行で農用地も指定しようとするものです。

除外 2 件の理由は、農地転用をするためであります。1 件、は象潟町関字栗目木沢地内の農地で、資材置場とするためです。もう 1 件は、象潟町長岡字家尻地内の農地で、自動車整備工場を建設するためです。

資材置場については、議案書 65 ページに対象地の所在、面積等が、66 ページ、67 ページに位置図と土地利用計画図が

掲載してあります。

自動車整備工場については、議案書 68 ページに対象地の所在、面積が、69 ページ、70 ページに位置図と土地利用計画図が掲載されております。

除外については、議案書 55 ページから 58 ページに「変更要件検討表」がありますが、除外による支障はないと認められるとのことであります。説明は以上です。

◇議長

議案第 5 号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等はございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見等無いようですので、議案第 5 号について、変更案に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、同意することに決定し、変更案には特に異議無い旨の意見書を提出することといたします。

◇議長

以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。

これをもちまして総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(閉会 午前 10 時 14 分)

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第27条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

令和5年1月12日

議事録署名委員

総会議長	会 長

委 員	1 1 番

委 員	3 番